

# 関島社会保険労務士事務所便り

2019 年  
6 月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP: <http://www.srseki.info>



## 夏は交通事故が多発 事業者が負う責任

### ◆交通事故の発生が多い「7月」

交通事故の発生が最も多いのは12月、次いで7月です。いずれも長期休暇のタイミングで交通量が増加することが一因と考えられますが、特に7月は、「天候」も事故の大きな要因となります。梅雨や台風など、夏特有の天候の急変に注意が必要です。

たとえば、梅雨時は、視界が悪化したり、雨音で外部音が遮断されたりすることなどによって注意力が散漫になりがちです。スリップ等の危険もあります。

また、台風等で急に激しい雨風に見舞われる場合には、乾燥していた道路に溜まっていた泥や埃が水分に混ざり、通常の雨の場合よりもさらに滑りやすくなるのが指摘されています。

### ◆自動車事故と事業者が負う責任

従業員が起こした自動車事故について、事業者が責任を負うこともあり得ます。

社有車で業務中に起こした事故では企業や管理者の側が運行供用者となり同時に使用者責任も負うことは広く知られていますが、無断で社有車を私用に使っていた場合の事故であ

っても、従業員が社有車を私用するまでの経緯やそれが業務とどう関連するのか、日常の使用状況などを総合的にみて判断されます。

マイカーでの事故も、企業が業務でマイカーを使うことを認めていた場合、原則的には社有車を使用していたのと変わらないため、会社の運行供用者責任・使用者責任が問われます。マイカー通勤時の事故についても、企業が積極的にマイカー通勤を推奨しているような場合には、責任が発生する可能性が高くなります。

### ◆事故を起こさないための対策が必要

従業員の交通事故において、企業側が責任を免れることはとても難しいものです。これを踏まえれば、交通事故の危険性が高くなるシーズンを前に、改めて安全運転について徹底することが求められます。業務や通勤で自動車を使用する従業員に対し、再度の教育を行うことも有用であるといえます。



# 労働保険事務組合の「年度更新手続」

## ◆労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険のことを言います。保険給付は別々に行われますが、保険料の納付等については一体的に取り扱います。パート、アルバイト含む労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

## ◆労働保険事務組合とは

厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合は、事業主に代わって労働保険への加入等の手続きや、保険料納付等の手続をおこないます。全国の適用事業場数の約42%（東京は約44%）が事務組合に加入しています。

中小企業の事業主や事業主と一体となって働く同居親族は、労災保険に特別に加入することができますが、この場合、労働保険事務組合に加入することが必要です。

また、労働保険事務組合は、労働局の監査（少なくとも2年毎）を受けます。

## ◆労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から

翌年3月31日までの1年間（保険年度といえます）において、すべての労働者に対して支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて計算します。

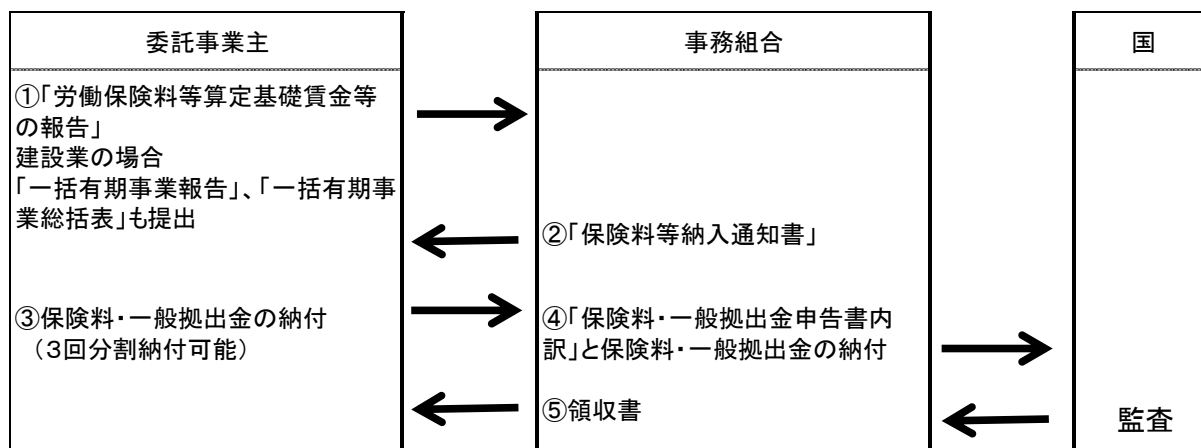
そのため、事務組合は、毎年4月になると、事業主から前年度の賃金報告をうけ、保険料を算定します。

労働保険の保険料は、まず保険年度の当初に、概算で保険料を納付しておき、保険年度末に、賃金総額が確定した時点で精算する方法をとっています。これを、労働保険の「年度更新」といいます。

## ◆建設業の労災保険

建設業等の有期事業の事業主は、賃金報告とともに、元請となった事業について、「一括有期事業報告書」及び、「一括有期事業総括表」を提出します。請負額にその事業の労務比率を乗じて賃金額を算出します。

元請事業のない全部下請の事業主は、労災保険については、事業主等特別加入者のみの保険料の支払となり、労働者分の保険料は、元請事業主がまとめて支払うことになります。



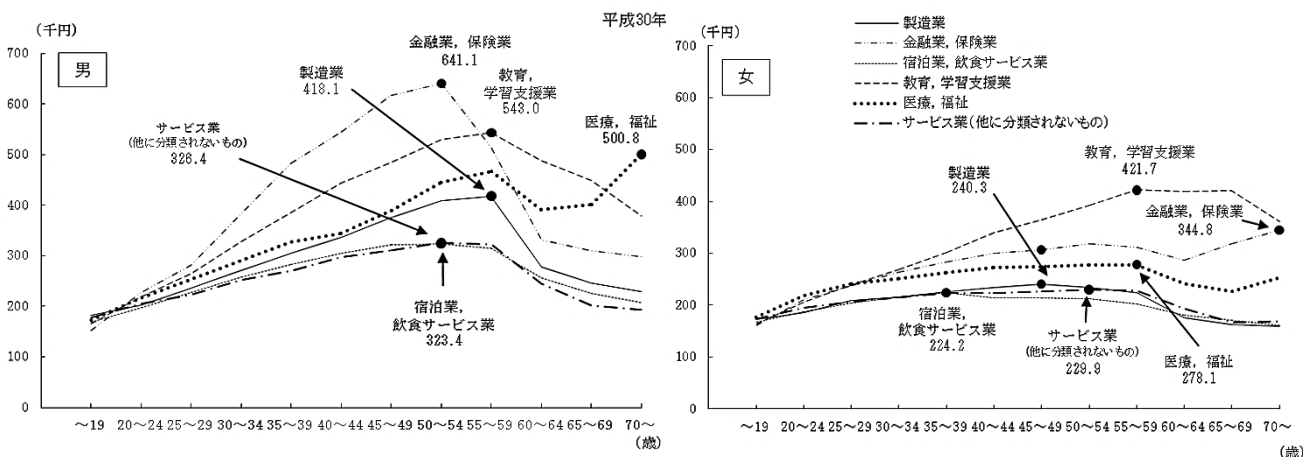
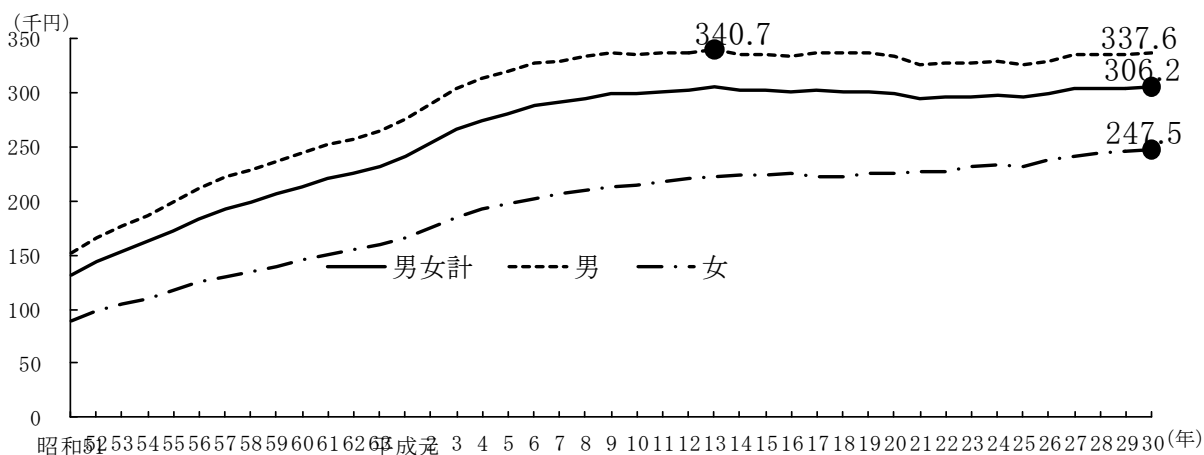
# 前年より増えるも平成13年時に回復せず 賃金構造調査結果

厚生労働省は、3月29日「平成30年賃金構造基本統計調査」の結果を公表しました。「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

当該調査では、長年にわたり、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしており、「結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされていますが、一定の留保がついていることにご留意ください。

調査結果は、一般労働者の賃金について、「男女計の賃金は306,200円(前年比0.6%増)、男性では337,600円(同0.6%増)、女性では247,500円(同0.6%増)となっている。これは、人手不足等を背景に、男女ともに運輸業、郵便業、建設業、宿泊業、飲食サービス業、女性では製造業、医療、福祉等で、年齢別には25歳未満の若年層や55～64歳の高齢層で賃金の伸びが大きくなっていること、男女ともに勤続年数が伸びていることなどが要因と考えられる。」としています。

第1図 性別賃金の推移



**●パワハラ防止関連法成立**

職場でのパワーハラスメント防止対策を企業に義務付ける労働施策総合推進法などの改正法が 29 日、参院本会議で可決・成立した。具体的にどのような行為がパワハラに当たるかの線引きは、年内にも厚労省が指針を示す。2020 年（中小企業は 2022 年）4 月から対応が義務付けられる予定。（5 月 30 日）

**●就職氷河期世代の就業支援・職業訓練強化**

厚生労働省は 29 日、「就職氷河期世代」である 30 代半ば～40 代半ばの世代が安定した仕事に就くための就業支援策をまとめた。正社員として雇った企業への助成金の拡充や企業や自治体と連携しての職業訓練などを柱に、今後 3 年間を集中的な支援期間として進める。今夏にまとめる「骨太の方針」に盛り込む。（5 月 30 日）

**●留学生の在留資格緩和 接客業など**

法務省は、告示を改正して日本の大学や大学院を卒業・修了した外国人留学生向けの在留資格を緩和する。これまでは日本の大学を終えた留学生が日本で就職する場合、システムエンジニアや通訳など専門的な仕事に限られていたが、在留資格の一つである「特定活動」の対象を広げ、接客業や製造業などでも就職できるようにする（5 月 30 日施行）。（5 月 29 日）

**●職場での熱中症による死傷者が倍増**

厚生労働省は、2018 年の職場での熱中症による死者が 28 人、4 日以上以上の休業者が 1,150 人であったと発表した。猛暑の影響から 2017 年と比較して 2 倍となった。業種別では建設業で多く発生しているほか、運送業や製造業でも急増しており、屋内作業での発生が目立つとしている。（5 月 18 日）

**●「最低賃金 1,000 円」早期実現を目指す**

政府は、最低賃金の水準を全国平均で 1,000 円に引き上げる目標を、6 月にまとめる経済財政運営の基本方針（骨太方針）に盛り込む方針（現在の全国平均は時給 874 円）。人件費の負担が経営を圧迫しないよう中小零細事業者への対策も打ち出すとしている。（5 月 22 日）

**●年金受給開始年齢の選択範囲拡大**

政府は、高齢者になるべく長く働き続ける環境を整備するため、年金の受給開始年齢の選択の幅を広げる方針を固めた。原則 65 歳受給開始年齢は引き上げず、受給開始年齢を 60～70 歳の間で選べる仕組みを変え、70 歳超に広げる。来年の通常国会に関連法を提出する方針。（5 月 18 日）

**●扶養家族は国内居住者のみ**

健康保険が適用される扶養家族について、国内居住者に限ることを原則とする改正健康保険法が可決、成立した。外国人労働者受け入れの対応として、要件を厳格化。厚生年金に加入する従業員の配偶者についても、受給資格要件に一定期間内の国内居住を加えた。（5 月 16 日）

**●幼保無償化法成立**

10 月から幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が可決、成立した。無償化の対象は、すべての 3～5 歳児と、住民税非課税世帯の 0～2 歳児、計 300 万人。認可保育園や、認定こども園などの利用料は全額無料となり、認可外保育施設やベビーシッター利用には上限の範囲内で補助される。（5 月 11 日）

